

(2026 年 3 月 12 日号)

公益通報者保護法の概要について（令和 7 年）

---

令和 8 年 12 月 1 日に公益通報者保護法の一部を改正する法律が施行されました。詳しくは以下の URL から説明会を御視聴ください。

[https://www.youtube.com/watch?v=W5U9VzQ\\_nv8](https://www.youtube.com/watch?v=W5U9VzQ_nv8) 【消費者庁】

※令和 8 年 3 月 31 日（火）までの限定配信

改正内容についてご質問がある場合は、3 月 19 日（木）までに下欄の京都府労働政策室まで電話もしくはメールでお問い合わせください。

3 月 20 日（金）以降については、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤルをご利用ください。

電 話：03-3507-9262

受付時間：平日 9:30~12:30、13:30~17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

\*\*\*\*\*

発行者：京都府商工労働観光部 労働政策室

電 話：075-414-5088

メール：[rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp)

※無断転載・転写・コピー・転送等をご遠慮願います。